

事務総局会議（第34回）議事録	
日時	平成30年12月11日（火）午後2時00分～午後2時53分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官、永野司法研修所長、古財裁判所職員総合研修所長
議事	<p>1 平成30年度裁判所所管補正予算（第2号）について 長崎審議官説明（資料第1）</p> <p>2 平成31年度裁判所所管予算について 長崎審議官説明（資料第2）</p> <p>3 平成31年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理順序及び裁判事務の分配等について 村田総務局長説明（資料第3）</p> <p>4 平成31年の夏期の休廷期間における司法行政事務の取扱いについて 徳岡秘書課長説明（資料第4）</p> <p>5 常置委員について 徳岡秘書課長説明（資料第5）</p> <p>6 旧行政不服審査法に基づく裁決等について 平田民事局長説明（資料第6）</p>
結果	◎ 裁判官会議付議 1, 2, 3, 4, 5, 6
秘書課長 徳岡 治	

事務総局会議資料 第1
(12月//日開催)

資料1

平成30年度裁判所所管補正予算（第2号）について

(単位:千円)

区分	金額	備考
当初予算額	321,210,516	
1次補正後予算額	321,484,416	
補正要求額	△259,978	
修正追加額	843,961	裁判所施設費 (裁判所施設の耐震化に関する緊急対策) 522,870 裁判所施設の耐震化 千葉地方・家庭裁判所佐原支部庁舎 ほか4施設 物 件 費 (裁判運営の充実強化) 321,091 裁判支援機器の整備等、サイバーセキュリティ対策
修正減少額	△1,103,939	不用による既定経費の減少 人 件 費 △1,056,510 物 件 費 △47,429
2次補正後予算額	321,224,438	

平成30年度補正予算（第2号）（案）施設主要案件

（単位：百万円）

裁判所施設の耐震化に関する緊急対策

523

裁判所施設の耐震化

改修による耐震化 5施設

地家裁支部 (千葉) 佐原 (S38)

(仙台) 気仙沼 (S50)

簡裁 (東京) 新島 (S50)

(青森) 野辺地 (S49)

研修所 総研大阪分室 (S47)

平成30年度補正予算（第2号）物件費主要案件

(単位：百万円)

○ 裁判運営の充実強化	321
1 裁判支援機器の整備等	240
(1) 事件関係備品の整備	118
(2) 民事裁判手続等のIT化に向けたウェブ会議用パソコンの整備	121
2 サイバーセキュリティ対策	81
事件関係システムのOS対応改修等	81

(注) 四捨五入の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

平成31年度予算案について

(単位:百万円)					
区分	平成30年度 当初予算額	平成31年度 予算額案	比較増△減額	増△減率	補正予算計上額
裁判所所管	321,211	325,574	4,363	1.4%	1,118

1. 主要経費(裁判事務処理態勢の充実)

(単位:百万円)
※<>内は「補正予算計上額」

○ 民事事件関係経費	3,437 (前年比 +238) <	126 >
△ 民事調停、労働審判、専門委員会連絡経費など		
○ 刑事事件関係経費	4,405 (前年比 +379) <	1 >
△ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件連絡経費など		
○ 家庭事件関係経費	6,288 (前年比 △83) <	5 >
△ 家事調停連絡経費など		
○ 事件共通関係経費	15,181 (前年比 △177) <	118 >
△ 各種事件処理に共通する諸経費		

2. 裁判所施設の整備

○ 裁判所施設の耐震化等	17,480 (前年比 +2,088) <	797 >
--------------	-------------------------	-------

3. その他の機構維持等に必要な経費

○ 職員人件費	262,969 (前年比 +609) <	0 >
○ 司法修習生関係経費	4,993 (前年比 +18) <	0 >
○ その他の機構維持等経費	10,821 (前年比 +1,293) <	72 >

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

4. 人的機構の充実

○ 増員	99人
------	-----

 判事 40人
 書記官 15人
 事務官 44人

※判事補から判事への振替25人、速記官から書記官への振替2人を含む

○ 定員合理化	70人
---------	-----

資料2

平成31年度予算案使途別分類表

裁判所所管 一般会計 (単位:千円)

区分	31年度予算額	前年度予算額	比較増△減額 (対前年度)	比率
予 算 額	325,574,169	321,210,516	4,363,653	1.014
人 件 費	271,072,102	270,577,447	494,655	1.002
人 件 費	262,968,845	262,360,143	608,702	1.002
そ の 他	8,103,257	8,217,304	△ 114,047	0.986
施 設 費	17,480,346	15,392,321	2,088,025	1.136
裁 判 費	19,764,433	19,050,740	713,693	1.037
裁判旅費	267,979	266,517	1,462	1.005
裁判庁費	14,055,069	13,592,946	462,123	1.034
そ の 他	5,441,385	5,191,277	250,108	1.048
旅費・庁費等	17,249,288	16,182,008	1,067,280	1.066
旅 費	2,364,364	2,336,951	27,413	1.012
庁 費	9,684,818	8,887,688	797,130	1.090
そ の 他	5,200,106	4,957,369	242,737	1.049
予 備 経 費	8,000	8,000	0	1.000

平成31年度予算(案)施設主要案件

1 裁判所施設の耐震化

(1) 建替えによる耐震化

(新規分) 2 庁

地家裁支部	(大津) 彦	根	(33)
	(津) 伊	賀	(34)

(継続分) 4 庁

地家裁支部	(神戸) 柏	原	(33)
	(名古屋) 半	田	(32)
	(熊本) 玉	名	(32)
簡 裁	(福井) 大	野	(32)

(2) 改修による耐震化

(継続分) 3 庁

本 庁	最 高 裁	(32)
	大 阪 高 地 裁	(33)
	熊本地裁(保存庁舎)	(31)

2 庁舎新営

(新規分) 1 庁

本 庁	津 地 家 裁	(37)
-----	---------	------

(継続分) 5 庁

本 庁	(東京) 中目黒分室(仮称)	(33)
	仙台高裁秋田支部秋田地家裁	(35)
地家裁支部	(広島) 福 山	(34)
	(松江) 浜 田	(33)
簡 裁	(札幌) 静 内	(32)

3 庁舎増築

(継続分) 1 庁

本 庁	熊 本 家 裁	(33)
-----	---------	------

平成31年度予算案主要経費

(単位:千円)

	平成31年度 予算額	平成30年度 当初予算額	平成30年度 第2次補正予算額
<事件関係経費>			
家事調停委員手当	5,040,566	(5,061,492)	< - >
心神喪失者等医療観察制度関連経費	1,662,278	(1,663,669)	< - >
民事調停委員手当	1,324,266	(1,409,753)	< - >
裁判員等の日当・旅費	665,335	(668,372)	< - >
裁判員法廷等IT機器経費	254,829	(186,963)	< - >
労働審判制度関連経費	226,051	(230,527)	< - >
民事裁判手続のIT化関連経費	28,706	(48,600)	< 121,189 >
<情報システム関連経費>			
J-NET運用等経費	2,365,008	(2,556,363)	< - >
督促手続オンラインシステム	593,977	(177,403)	< - >
保管金事務処理システム	381,171	(274,954)	< - >
裁判事務支援システム (次期裁判所事件処理システム)	253,288	(244,363)	< - >
音声認識システム	229,531	(239,838)	< - >
裁判所ウェブサイト	207,793	(27,734)	< - >
裁判員候補者名簿管理システム	173,574	(156,822)	< - >
人事事務処理システム	146,655	(114,387)	< 38,582 >
新民事執行事件処理システム	131,503	(136,716)	< - >
裁判事務処理システム(刑事)	102,160	(89,236)	< - >
裁判事務処理システム(民事・家事)	101,478	(136,875)	< 9,863 >
<司法修習関連経費>			
修習給付金関連経費	3,364,246	(3,364,710)	< - >
修習資金貸与金関連経費	1,027,246	(1,028,038)	< - >
<その他>			
庁舎維持管理等経費	5,904,947	(5,527,546)	< - >
光熱水料	3,236,534	(3,157,079)	< - >

平成31年における最高裁判所各小法廷の裁判官の配置、代理順序及び裁判事務の分配等について

平成31年における最高裁判所の各小法廷の裁判官の配置、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、各小法廷に対する裁判事務の分配及び各法廷の開廷日割りを次のとおり定める。

第1 裁判官の配置

第一小法廷

裁判官	池	上	政	幸
裁判官	小	池		裕
裁判官	木	澤	克	之
裁判官	山	口		厚
裁判官	深	山	卓	也

第二小法廷

裁判官	大	谷	直	人	
裁判官	鬼	丸	か	お	る
裁判官	山	本	庸	幸	
裁判官	普	野	博	之	
裁判官	三	浦		守	

第三小法廷

裁判官	岡	部	喜代	子
裁判官	山	崎	敏	充
裁判官	戸	倉	三	郎
裁判官	林		景	一
裁判官	宮	崎	裕	子

第2 裁判官の代理順序

【総局会議配布資料】

- 1 第一小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）又は第三小法廷の裁判官が、第二小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第三小法廷の裁判官又は第一小法廷の裁判官が、第三小法廷の裁判官に差し支えがあるときは第一小法廷の裁判官又は第二小法廷の裁判官（最高裁判所長官を除く。）が、順次これを代理する。
- 2 大法廷において最高裁判所長官に差し支えがあるときは、他の裁判官が、席次の順序に従ってこれを代理する。

第3 裁判事務の分配

- 1 事件は、種類ごとに、次の比率によって順次各小法廷に分配する。

第一小法廷	10
第二小法廷	9
第三小法廷	10

ただし、裁判官（最高裁判所長官を除く。）が定年により退官する場合は、その退官の日の2箇月前から後任裁判官配置までの間、当該定年退官する裁判官が配置されている小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。また、新たに裁判官（最高裁判所長官を除く。）が就任する場合は、その就任の日から1箇月の間、当該就任する裁判官が配置される小法廷に対する事件分配の比率を2減ずる。

- 2 大法廷がした裁判に対する再審事件は、順次各小法廷に分配する。小法廷がした裁判に対する再審事件は、その小法廷に分配する。
- 3 小法廷で差し戻した事件又は小法廷で高等裁判所の差戻し判決を是認した事件の判決に対する上告事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員が当該事件の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 4 小法廷の民事に関する裁判官の除斥又は忌避の申立て事件及び小法廷の刑事に関する裁判官の忌避又は回避の申立て事件は、当該裁判官の配置された小法

【総局会議配布資料】

廷以外の小法廷に分配する。ただし、刑事訴訟法第24条の規定により忌避の申立てを却下する場合は、この限りでない。

- 5 小法廷がした裁判の違法を理由とする国家賠償請求事件及びその裁判に関与した裁判官を被告とする損害賠償請求事件は、その小法廷以外の小法廷に分配する。ただし、事件の分配時において、当該小法廷の裁判官全員がその裁判の審理に関与していないときは、この限りでない。
- 6 一つの小法廷に分配した事件に関連する事件は、その小法廷に分配することができる。
- 7 一つの小法廷に分配した事件が他の小法廷の取扱事件と関連するため併せて審理裁判することが便宜であるときは、関係小法廷の裁判官の協議により、一つの小法廷において併せて審理裁判することができる。
- 8 各小法廷の未済事件は、当該小法廷で引き続き取り扱う。

第4 開廷日割り

大 法 延	水曜日
第一小法廷	月曜日・木曜日
第二小法廷	月曜日・金曜日
第三小法廷	火曜日・金曜日

第5 夏期における休廷等

- 1 各小法廷の夏期における休延期間及びこれに伴う要急事件の分配停止期間は別表のとおりとする。
- 2 別表記載の夏期における休延期間中又はその直前に、特に迅速な処理が必要と認められる事件が係属することが見込まれるときは、全小法廷の一致した意見により、その事件を分配すべき小法廷を定めることができる。

【総局会議配布資料】

(別表)

	休廷期間	要急事件分配停止期間	
		民事 人身保護事件 強制執行停止事件	刑事 勾留事件 上告受理事件
第三小法廷	7月21日(日) 8月 9日(金)	左記期間中	7月16日(火) 8月 4日(日)
第一小法廷	8月 1日(木) 8月20日(火)	左記期間中	7月27日(土) 8月15日(木)
第二小法廷	8月11日(日) 8月30日(金)	左記期間中	8月 6日(火) 8月25日(日)

(平成30.12.11秘書印)

平成31年の夏期の休延期間における司法行政事務の取扱い

平成31年の夏期の休延期間における司法行政事務（別に最高裁判所長官その他
の者に委任された事項に係るものを除く。）は、次に掲げる区分に従い、最高裁判
所長官及び各小法廷の裁判官に委任する。

委任期間	委任する裁判官
7月21日～同月31日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官
8月1日～同月10日	最高裁判所長官及び第二小法廷の各裁判官
8月11日～同月20日	最高裁判所長官及び第三小法廷の各裁判官
8月21日～同月30日	最高裁判所長官及び第一小法廷の各裁判官

(平成30.12.11秘書印)

常置委員

平成31年1月1日から同年5月31日までの常置委員を次のとおりとする。

第一小法廷 木澤裁判官

第二小法廷 山本裁判官

第三小法廷 宮崎裁判官

事務総局会議資料 第6
(12月11日開催)

(平成30.12.11民二印)

配 布 資 料 目 錄

- 1 裁決書（案）
- 2 送付書（案）（再審査請求人宛て）
- 3 裁判官会議議決事項（案）

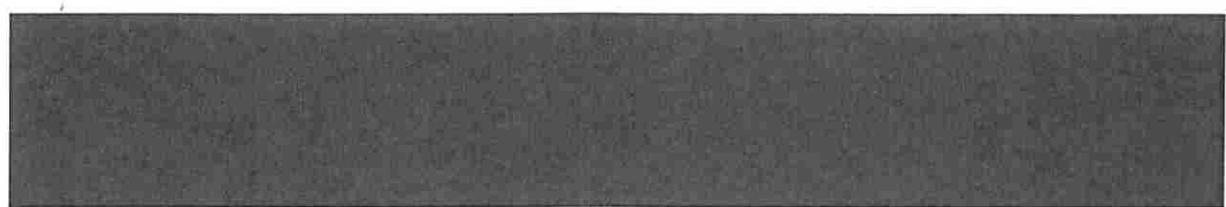
(平成 30. 12. 11 民二印)

裁 決

再審査請求人

主 文

理 由

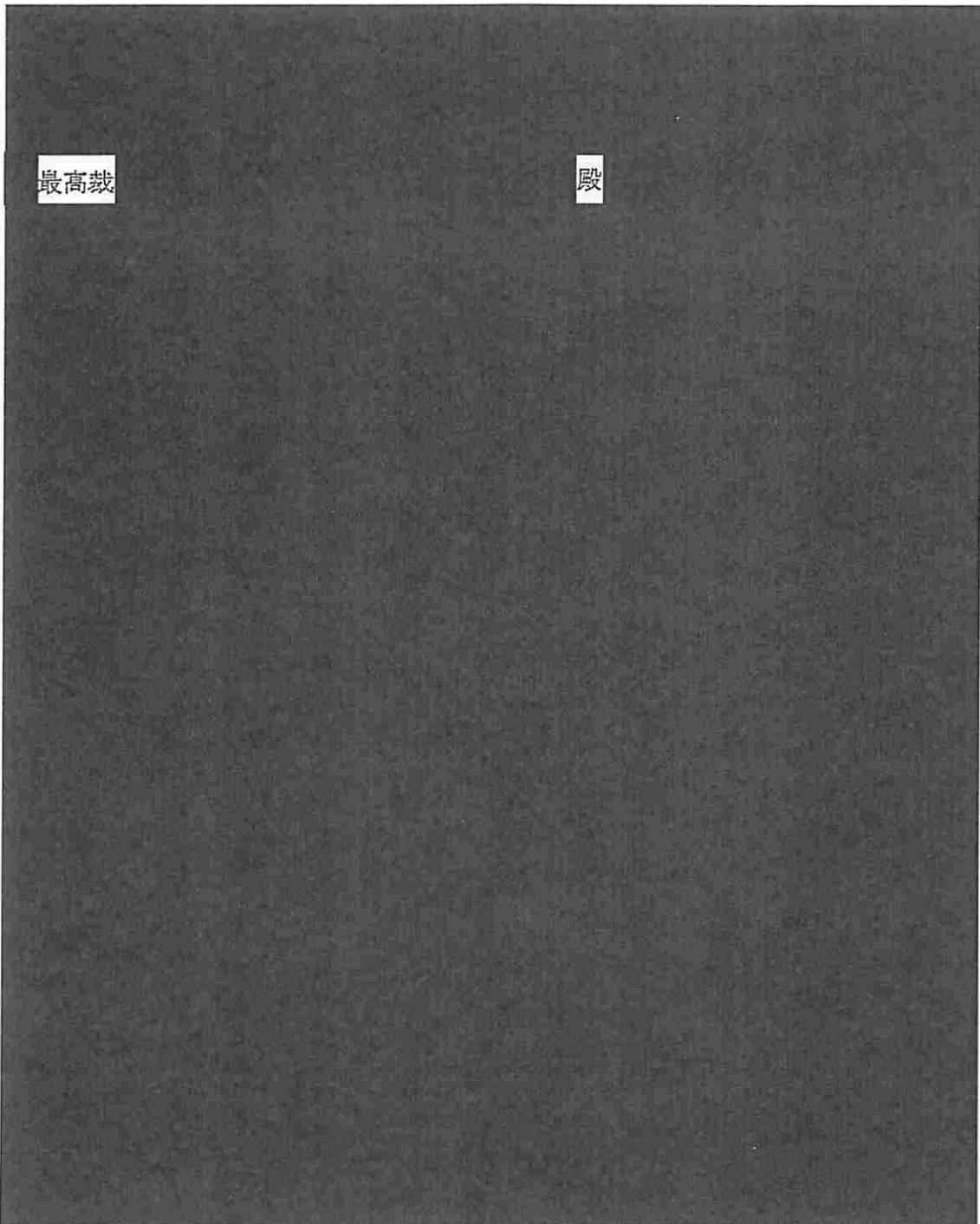


平成 30 年 月 日

再 審 査 庁 最 高 裁 判 所

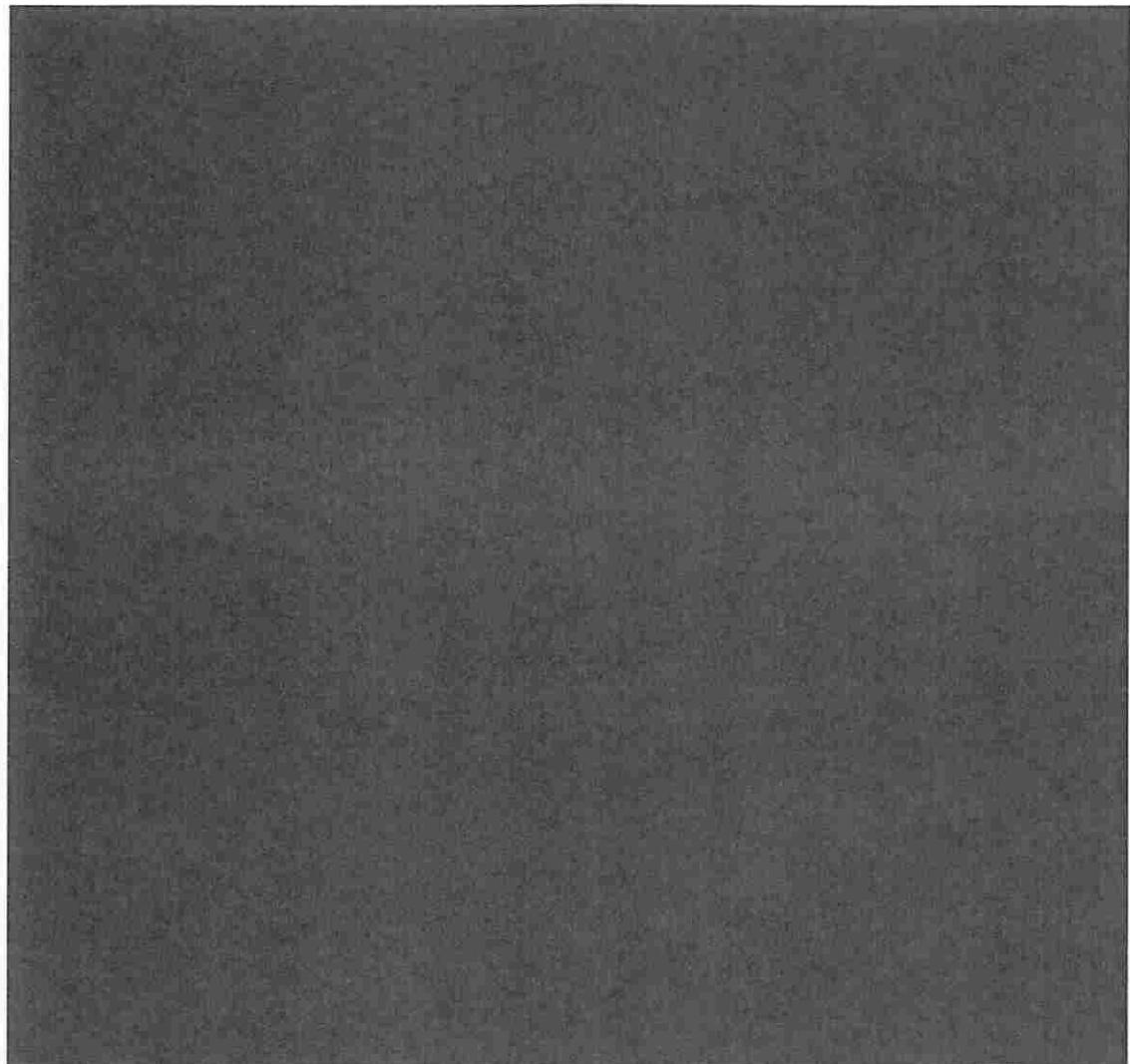
再調査請求申立書

平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日



最高裁

殿



(

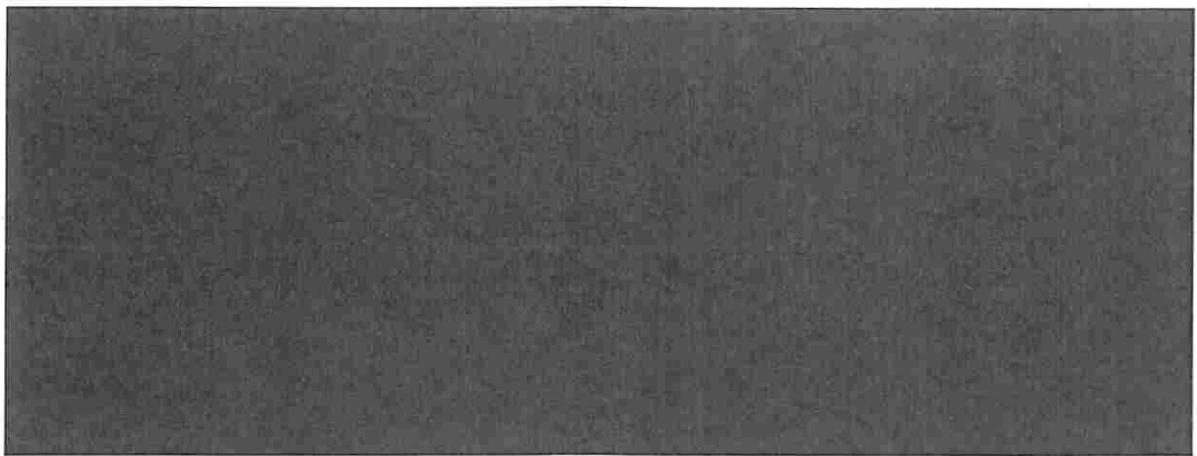
最高裁民二第4288号

平成29年12月26日

審査請求人 [REDACTED] 殿

最高裁判所

審査請求の結果について（送付）



裁 決

審査請求人

主 文

理 由

平成29年12月20日

審査庁 最高裁判所

これは謄本である。

平成29年12月26日

最高裁判所事務総局民事局長 平 田 豊

平成28年1月13日

殿

最高裁判所事務総局民事局

以上

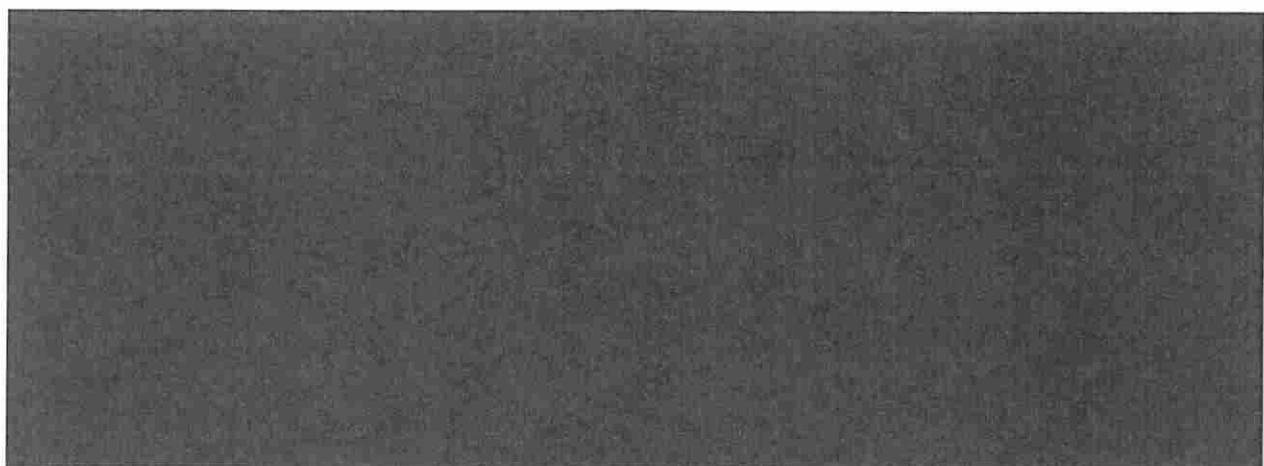
最高裁民二第●●●●号

平成 30 年 ●●月 ●●日

再審査請求人 [REDACTED] 殿

最高裁判所

再審査請求の結果について（送付）



裁判官会議議決事項（案）

- 1 下記の事務については、最高裁判所長官に委任する。ただし、最高裁判所長官において裁判官会議の議を経ることが適當と認める事務は、裁判官会議の議によりこれを行う。
- 2 最高裁判所長官は、上記 1 の委任に基づき下記の事務を行った場合において、必要と認めるときは、裁判官会議に報告する。

記

最高裁判所が、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、審査請求にあっては審査庁、異議申立てにあっては処分庁又は不作為庁、再審査請求にあっては再審査庁として行うべき事務（裁決（同法第 40 条第 1 項、第 51 条第 1 項及び第 56 条において準用する第 40 条第 1 項の規定に基づく裁決を除く。）及び決定（同法第 47 条第 1 項及び第 50 条第 1 項の規定に基づく決定を除く。）を除く。）

以上